

# 港湾局における情報共有システム運用要領

## 1 目的

本要領は、主に工事関係書類の処理の迅速化を目的として、東京都港湾局（以下「当局」という。）が施行する工事及び委託において、情報共有システムを使用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

「情報共有システム」とは、公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するためのシステムのことで、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすシステムを指す。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」内のページに掲載されている。

[https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

## 3 対象

情報共有システムの利用対象は、原則として、当局の各部・所及び各支庁（当局事業）の発注する土木工事、港湾工事、土木設備工事、建築工事、建築設備工事を対象とする。ただし、単価契約工事は対象外とする。なお、これ以外の工事や設計、測量、地質調査でも積極的に活用することとし、受注者がシステム利用を希望する場合には受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

## 4 使用する情報共有システム

使用する情報共有システムは、国土交通省が定める機能要件を満たすシステムとし、受発注者協議により決定する。なお、使用する情報共有システムの提供者との契約は、受注者が行うものとする。

## 5 対象書類

情報共有システムの対象書類は、別紙1「情報共有システム対応様式確認表」に記載された書類を原則とする。別紙1に記載がない書類を提出する場合は、受発注者間で協議を行い決定するものとする。

## 6 電子確認

書類の確認は、情報共有システムのワークフロー機能を利用して行う電子確認を原則とするため、別途印刷物を提出しないものとする。本取り扱いは検査においても同様とする。

## 7 電子記名・電子押印

情報共有システムで処理を行う書類における電子記名・電子押印については、紙への記名・押印と同等の処理ができることから、設計図書において従うこととなっている標準仕様書における「書面」として認めるものとする。

## 8 情報共有システムで処理した書類の納品等

- (1)受注者は、完了時に情報共有システムで処理した書類を DVD-ROM 等に保存し、納品するものとする。
- (2)発注者は、システム利用終了前に情報共有システムで処理した書類を保存するものとする。

## 9 情報共有システム使用料

- (1)土木工事、港湾工事、土木設備工事  
情報共有システムの使用に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれるため、別途費用は計上しない。
- (2)建築工事、建築設備工事  
情報共有システムの使用に要する費用は、変更設計で積上げ共通仮設費に計上する。
- (3)土木設計、測量、地質調査  
情報共有システムの使用に要する費用は、諸経費に含まれるため、別途費用は計上しない。
- (4)その他  
上記以外の工事等において、情報共有システムの使用に要する費用の計上については、適用基準等に基づき決定するものとする。

## 10 禁止事項

受発注者は、情報共有システムの使用に当たり、以下の行為を行ってはならない。

- (1)第三者の権利を侵害する情報又は侵害するおそれのある書類や情報等の登録
- (2)公表・入札・契約前の工事書類や情報等の登録
- (3)当該工事に関係のない書類や情報等の登録

## 11 成績評定

本要領を適用した情報共有システムの使用の有無については、成績評定において評価の対象としない。

## 12 その他

本要領に疑義が生じた場合又は定めがない事項については、受発注者が協議を行い決定するものとする。